（二）岩松川における不法係留船対策に係る計画書

１　計画策定の目的

河川区域内における船舶の係留については、河川法第 24 条に基づく河川区域の占用許可等が必要であり、無許可で係留している船舶はいわゆる「放置艇」となる。

河川における放置艇については、洪水の流下の阻害、護岸への係留杭の設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等の損傷、河川工事の実施の支障等の治水上の支障のほか、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の阻害等、様々な面で河川管理上の支障を引き起こすものであり、放置艇の解消は河川管理者の重要な課題である。

国においては、平成８年度から、港湾・河川・漁港の三水域を対象に「プレジャーボート全国実態調査」を実施し、各水域における係留・保管及び放置に関する実態を把握しており、直近の令和４年度調査においては県管理河川における放置艇は 63 隻存在したが、そのうち約２割を占める 11 隻が宇和島市の二級河川岩松川河口付近に集積していた。

これらの船舶は主として岩松川に漁業権を有する岩松川漁業協同組合及び愛媛県漁業協同組合岩松支所（以下「関係漁協」という。）の組合員が使用しているものであるが、岩松川河口のシラウオ漁等は少なくとも現行河川法制定以前から伝統的に行われてきたものであり、現在では地域の重要な観光資源にもなっているなど、これらに使用するため係留している船舶を一概に放置艇として撤去指導を行うことが適当でないものも存在する。

こうした岩松川の地域特性も踏まえつつ、今後、岩松川における実効ある対策を計画的に講ずるため、「計画的な不法係留船対策の促進について」（H10. 2. 12 建設省河政発第 16 号河川局長通達）及び「計画的な不法係留船対策の促進について」（H10. 6. 19 建設省河政発第 62 号・河環発第 21 号・河治発第 42 号河川局水政課長・河川環境課長・治水課長通達）（両通知を合わせて以下「H10 年国通達」という。）に基づき本計画を策定するものである。

２　放置艇の現状

令和６年度の現地調査において、岩松川には 12 隻の放置艇が確認されており、同年度に関係漁協に実施した聞き取り調査によると、その内の 11 隻については、関係漁協のいずれかの組合員が、シラウオ漁等に使用している船舶である。

岩松川係留状況①（令和６年撮影）

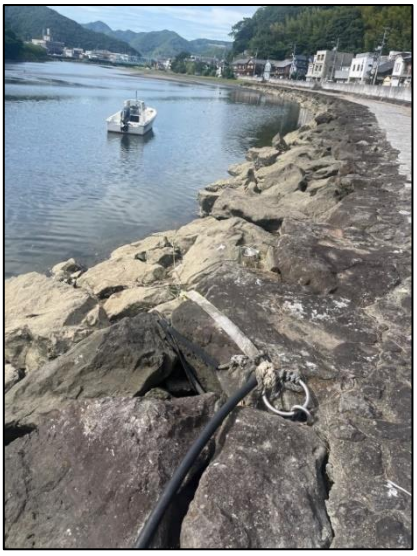

岩松川係留状況②（令和６年撮影）

３　恒久的な係留保管施設の現状等

現状では、隣接する北灘湾に存する岩松港、北灘地区の漁港等の施設には、収容の余力はないため、河川の放置艇の受け入れは困難な状況である。

4　これまでの取組み

放置されている船舶の船舶番号から所有者を特定し、所有者が判明したものについては個別に撤去指導を行うなど対策を行ってきた。

しかし、所有者不明の船舶など撤去指導できない放置艇が存在し、これらの船舶については対策が困難な状況にあった。

5　今後の取組み

（1）所有者判明艇に対する指導の強化

所有者の判明している放置艇については、必要に応じ、関係漁協、宇和島警察署の協力も得ながら、撤去指導を強化する。

①　対象船舶

対象とする船舶は、プレジャーボート、漁船、遊漁船等を含む全ての船舶とする。

②　監督処分及び行政代執行による撤去について

悪質な案件については、河川法に基づく監督処分及び行政代執行法に基づく行政代執行を検討する。

（2）所有者不明艇に対する対応

所有者不明の船舶については、個別の撤去指導や行政代執行法に基づく代執行を行うことができないため、河川法に基づく簡易代執行による撤去の検討、又は廃棄物撤去を実施する。

①　簡易代執行による撤去

所有者不明で、船舶としての価値を有すると判断される場合は、河川法に基づく簡易代執行の措置を検討する。

②　廃棄物撤去

所有者不明で、明らかに廃棄物に該当すると判断される場合は、河川管理行為として廃棄物撤去を実施する。

（3）暫定係留区域の設定

現行河川法制定以前から伝統的にシラウオ漁等が行われている岩松川の地域特性も踏まえつつ、治水・利水・環境上の影響が軽微で、かつ所在市の関与が得られる場合には、岩松川漁業協同組合が設置する船舶係留区域に河川法上の許可を与え、一定ルールの下、整然と船舶を係留させる取組みを実施することとする。

具体的には、H10 年国通達に基づき、岩松川漁業協同組合が河口左岸（図１・２）に存する親水護岸の既設係船環（県が「ふれあいの水辺づくり事業」で整備）、係留杭、立木、錨等を暫定係留施設として活用した暫定係留区域に対し許可を与えるものとする。

（※）暫定係留施設の設置主体は、国通達において、地方公共団体、第三セクター等の公的主体に加えて、漁業協同組合も認めて差し支えないとされている。

暫定係留区域に係留を認める船舶は、関係漁協の組合員がシラウオ漁、アオノリ漁、アオサ漁、カニ漁、ウナギ漁に使用する船舶に限るものとし、許可申請時に係留する船舶、船舶所有者（使用者）、船舶番号、係留場所及び係留方法等について届出させるものとする。

なお、暫定係留区域の係留船については、所有者に登録ステッカーの船外への貼付けを義務付けるほか、洪水時等においては、河川区域外への撤去など流出防止の安全対策を実施する。

①　暫定係留区域の設置に係る年次計画

暫定係留区域の設置については、令和７年４月から実施するものとする。

② 暫定係留区域の運用に係る年次計画

H10 年国通達では、設置期間は「10 年以内」とされているが、毎年適正に係留船の所有者を把握するために１年更新とする。

また、H10 年国通達では、設置期間は「更新を認めない」としているが、将来的に近隣港湾の係留施設が整備されるまでの間は更新を認めることとする。

③ 周知方法

暫定係留区域の設置及び放置艇の禁止等について、啓発看板を設置し、積極的に周知・広報活動を行うものとする。

（４）地元自治体への協力要請

今後の取組みに当たっては、地元自治体である宇和島市津島支所に地域のまちづくりや防災の観点から協力を要請し、関係漁協と連携して、許可係留船の適正管理及び放置艇の日常的な監視に協力を求める。

なお、暫定係留区域の設置許可に当たっては、県、宇和島市、関係漁協の４者で暫定係留区域における船舶の管理やそれぞれの役割分担等を規定した覚書を交わすものとする。

６ 岩松川放置艇対策協議会

H10 年国通達に基づき、本計画策定に当たっては、以下の関係機関からなる「岩松川放置艇対策協議会」を立ち上げ、関係者から意見聴取を行った。

【委員】

他水域管理者：愛媛県南予地方局管理課
地 元 自 治 体：宇和島市津島支所
関 係 漁 協：岩松川漁業協同組合、愛媛県漁業協同組合岩松支所
関 係 機 関：宇和島警察署地域課

【オブザーバー】

愛媛県河川課、愛媛県南予地方局水産課

７ 愛媛県プレジャーボート対策協議会との連携

本県では放置艇対策を検討する「愛媛県プレジャーボート対策協議会」が存在していることから、同協議会においても、前年度の廃棄物撤去の報告や適正化に向けた協力要請、所有者不明艇の情報収集等を行う。

図１　暫定係留区域位置図

電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成

図２　暫定係留区域拡大図

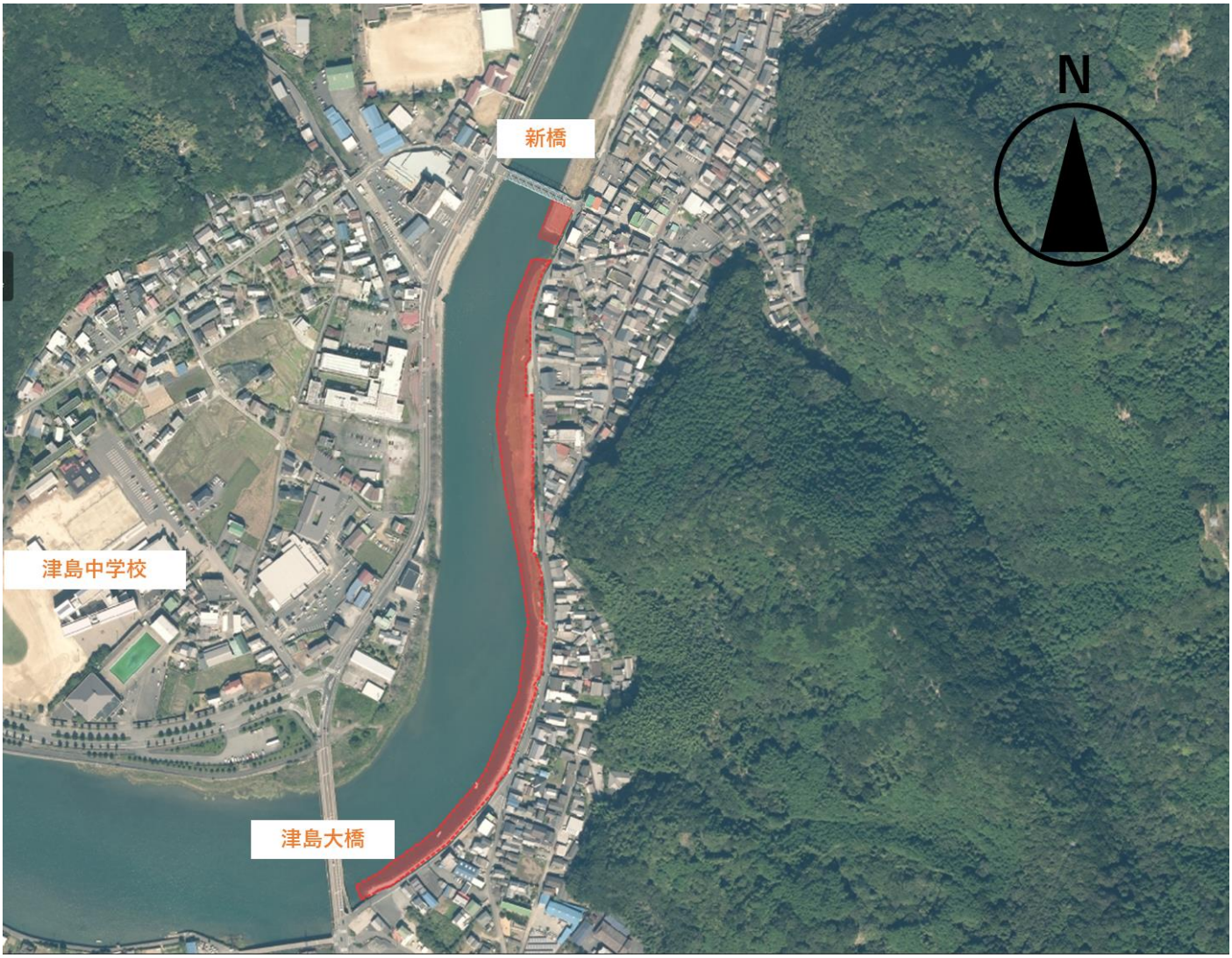

国土地理院撮影の空中写真（2019 年撮影）を加工して作成